

交通安全対策審議会の設置目的とスケジュール

1. 審議会の設置目的

交通安全対策基本法に基づき、第12次立川市交通安全計画を作成するため、立川市交通安全対策審議会にて審議を行う。

交通安全対策基本法（抜粋）

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

2. スケジュール

年・月	東京都交通安全計画	立川市交通安全対策審議会	立川市・市議会
令和7年 12月		第1回審議会（12/26） ・諮問 ・スケジュール	
令和8年 1月			
2月			
3月	中間案・意見募集	第2回審議会（3/23） ・骨子案	
4月	第12次計画決定		
5月			市議会 ・骨子案報告
6月		計画素案（たたき台）	
7月			
8月		第3回審議会（8/下旬） ・計画素案	
9月			市議会 ・計画素案報告
10月			パブリックコメント実施
11月		第4回審議会（11/中・下旬） ・計画原案	
12月			市議会 ・計画原案報告 立川市 ・計画確定、公表